

## 確定給付企業年金保険普通保険約款

アクサ生命保険株式会社



## 確定給付企業年金保険普通保険約款 目次

- 第1条 契約関係者
- 第2条 契約の協議事項
- 第3条 書面の交付
- 第4条 責任開始日
- 第5条 保険料
- 第6条 保険料の払込
- 第7条 責任準備金
- 第8条 年金等の支払
- 第9条 年金等の支払の時期と場所
- 第10条 詐欺による取消し
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 解約および解除
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 必要事項の通知
- 第15条 契約者への通知
- 第16条 必要事項の報告
- 第17条 誤りの処理
- 第18条 契約の承継
- 第19条 契約者配当金
- 第20条 時効
- 第21条 契約内容の一部変更
- 第22条 保険料および保険料の払込についての特別取扱
- 第23条 保険料拠出制の場合の特別取扱
- 第24条 確定給付企業年金終了時における特別取扱

この保険は、確定給付企業年金法に基づいて実施される確定給付企業年金の円滑な運営に資することを目的とします。

(契約関係者)

第1条 この保険契約（以下「契約」といいます。）の保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、確定給付企業年金法（以下「法」といいます。）に定める確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主または企業年金基金（以下「基金」といいます。）とします。なお、同一の契約で2以上の事業主が契約者となるときは、契約者が共同して契約を締結するものとします。

2. この契約の被保険者は次のとおりとします。

(1) 確定給付企業年金の加入者および加入者であった者（遺族給付金の受給権取得者を含み、確定給付企業年金の給付の支給に関する権利義務が他の確定給付企業年金または厚生年金基金に移転された者、脱退一時金相当額が他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金または企業年金連合会へ移換された中途脱退者、積立金が中小企業退職金共済法に規定する退職金共済に移換された者および受給権が消滅した者を除きます。）

(2) 法および法に基づく命令の定める範囲内で、確定給付企業年金が給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金、適格退職年金契約または他の確定給付企業年金の受給権取得者等（受給権が消滅した者を除きます。）

3. この契約の年金および一時金（以下「年金等」といいます。）の受取人は次の各号のとおりとします。

(1) 契約者が事業主の場合は、被保険者（ただし、遺族給付金として支払う場合は、法の定めるところにより規約（法に定める確定給付企業年金に係る規約をいいます。以下同じ。）で定めた被保険者の遺族とします。）

(2) 契約者が基金の場合は、当該基金

4. 前項第1号にかかわらず、法に規定する中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を行なう場合は、脱退一時金相当額の移換先を受取人とします。

5. この契約において、受取人の変更はできません。

6. 契約締結の際における被保険者の人数は、当会社の定める数以上であることを要します。

(契約の協議事項)

第2条 次の各号の事項は、契約締結の際、契約者と当会社と協議のうえ定めます。

(1) 被保険者の範囲および区分

(2) 給与の範囲

(3) 給付の種類

- (4) 年金額決定基準
  - (5) 年金の支払条件および支払方法
  - (6) 一時金に関する事項
  - (7) 保険料に関する事項
  - (8) 解約返戻金および払戻等控除額に関する事項
  - (9) 契約者配当金に関する事項
  - (10) 契約者から通知を要する事項
  - (11) 確定給付企業年金終了時の取扱に関する事項
  - (12) その他特に必要な事項
2. 前項各号の事項は、契約締結後においても、法および法に基づく命令の改正その他の必要に応じ、契約者と当会社と協議のうえ変更することができます。当事者の一方が協議を申し出たときは、相手方はその申し出に応ずることとします。
  3. 第1項の協議内容は、この契約の一部を構成するものとします。

(書面の交付)

第3条 この契約の締結時において、保険法第40条および同法第69条の書面は交付しません。

(責任開始日)

- 第4条 当会社は、第1回保険料または当会社の定める保険料概算額を受け取った場合には、次の各号に定める日にさかのぼって、この契約上の責任を負います。
- (1) 契約者が事業主の場合は、規約が承認または変更された日
  - (2) 契約者が基金の場合は、基金設立の日または規約が変更された日
2. 前項の責任開始の日を、この契約の契約日とします。

(保険料)

- 第5条 この契約の保険料は、第2項および第3項に定める保険料ならびに第2条の協議に定めのある場合の責任準備金の積増のための保険料等から構成されます。
2. 基本保険料は第2条の協議で定める方法により計算した額とします。
  3. この契約の付加保険料については、当会社の指定する日までに、当会社の定めるところにより計算した額を払い込むことを要します。

(保険料の払込)

- 第6条 基本保険料は第2条の協議により定めた保険料払込方法に従い、同条の協議により定めた保険料払込期日までに払い込むことを要します。
2. 前項の保険料が、前項の期日までに払い込まれない場合には、当会社の定める方法に

より計算した利息を加算して払い込むことを要します。

3. この契約の保険料は、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 前3項の規定にかかわらず、法および法に基づく命令の定めるところにより、契約者が掛金を拠出しないときは、その掛金に対応する基本保険料の払込があったものとみなします。

#### (責任準備金)

第7条 この契約の責任準備金は、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た計算方法によって計算します。

#### (年金等の支払)

- 第8条 当会社は、第2条の協議に定める年金等の支払条件を満たしている被保険者につき、年金等を第1条第3項に定める受取人に支払います。
2. 年金は、第2条の協議に定める方法により、当会社の定める範囲内で支払います。
  3. 契約者は、第2条の協議により定めた方法により年金等を請求してください。
  4. 法および法に基づく命令の定める基準に従い、または規約に定める範囲内で、あらかじめ契約者と当会社が年金等の全部もしくは一部を支払わない事由を協議して定めた場合で、被保険者についてその事由が発生し、その被保険者に関する年金等が支払われないときは、当会社は年金または一時金を支払いません。

#### (年金等の支払の時期と場所)

- 第9条 年金等は、第2条の協議により定めた年金等の請求書類が、当会社に到着した日（以下「請求日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、当会社の本社で支払います。
2. この約款に定める重大事由または詐欺に該当する可能性があり、かつ、年金等を支払うために確認が必要な場合であって、契約の締結時から年金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、契約者、被保険者または受取人の契約締結の目的または年金等の請求の意図に関する契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実の確認を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  3. 前項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、当会社は、受取人または請求者に通知をします。
  4. 第2項に規定する必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

5. 前4項の規定にかかわらず、第2条の協議により、契約者と当会社の間を支払に関する取り決めがある場合には、当該取り決めにより支払を行なうものとします。

(詐欺による取消し)

第10条 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときまたは被保険者を追加加入させたときは、当会社は、契約者の詐欺による場合にはこの契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの契約のその被保険者に関する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料のうち、これらに対する部分は払い戻しません。

(重大事由による解除)

第11条 当会社は、次に掲げる事由が契約者によって生じた場合にはこの契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの契約のその被保険者に関する部分を将来に向けて解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者（法第47条に規定する遺族給付金の場合は被保険者を除きます。）または受取人による年金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）
  - (2) この契約の年金等の請求に関する受取人の詐欺（未遂を含みます。）
  - (3) 当会社の契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする前2号の事由と同等の重大な事由
2. 当会社は、年金等の支払事由が生じた後においても前項の規定によりこの契約またはこの契約のその被保険者に関する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、同項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金等については支払いません。また、すでに年金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求できます。
3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。
4. 当会社は、本条による解除を行なった場合に、第13条の解約返戻金があるときはこれを支払います。

(解約および解除)

第12条 契約者は、契約の全部または一部（客観的基準によって区分されたものをいいます。）について将来に向けて解約することができます。

2. 被保険者の人数が、当会社の定める数を欠き、その直後に到来する年単位の契約応当日までに補充できないときは、当会社は契約を将来に向けて解除することがあります。
3. 法の定めるところにより確定給付企業年金が終了したときは、この契約は解約されたものとします。

(解約返戻金)

第13条 契約が解約または解除された場合は、第2条の協議により定めた方法により計算した解約返戻金を、次の各号に定める者に支払います。

- (1) 契約者が事業主の場合は、契約者が定めた資産管理運用機関（ただし、法および法に基づく命令の定めるところにより、他の企業年金制度に移行する場合は、法に定める移換先とします。）
  - (2) 契約者が基金の場合は、当該基金
  - (3) 第1号の規定にかかわらず、法および法に基づく命令で定めるところにより、中小企業退職金共済法に規定する退職金共済制度へ積立金を移換するときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構
  - (4) 前3号の規定にかかわらず、前条第3項に該当する場合は、清算人との協議により定めた者
2. 前項の場合、当会社の定めるところにより、当会社の定めた計算方法により算出した払戻等控除額を、責任準備金から控除します。
3. 前2項の規定によるほか、第2条の協議に定めた事由により払い戻す金額がある場合、同条の協議により定めたところに従い、払戻等控除額を控除することがあります。

(必要事項の通知)

第14条 契約者は、第2条の協議により定めたところに従い、保険料算出および年金等の額算出の基準となる要素に関する事項、被保険者の異動に関する事項その他重要な事項について遅滞なく当会社に通知することを要します。

2. 前項の通知に遅滞があり、当社が最後に了知した内容に基づいて処理した事項については、当社は、最後に了知した内容に基づく処理に係る責任のみを負うものとします。

(契約者への通知)

第15条 当社は、法および法に基づく命令で定めた事項を、法および法に基づく命令で定めた期間内に契約者に通知するものとします。

2. 当社は、契約者から契約上必要な事項について照会があった場合は、これについて契約者に遅滞なく通知します。

(必要事項の報告)

第16条 契約者は、契約上必要な事項について当社が照会した場合またはそれに関する帳簿その他の閲覧を請求した場合には、報告または閲覧に応ずることを要します。



(誤りの処理)

第17条 契約内容の決定に関する重要な事項が事実と相違することが判明した場合には、保険料の更正等契約の継続に必要な処理を行いません。

(契約の承継)

第18条 契約者は、当会社の承諾を得て、法および法に基づく命令の定める範囲内で、契約上の一切の権利義務を第三者に承継することができます。

(契約者配当金)

第19条 当会社は、当会社の定めるところにより毎事業年度末に積み立てた契約者配当準備金のうちから、この保険種類に属する契約者配当準備金を計算します。

2. 当会社は、前項の契約者配当準備金から、次の事業年度における年単位の契約応当日（あらかじめ第2条の協議により契約応当日以外の日とする旨を定めた場合にはその日とします。）に、その時有効な契約について保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た方法で契約者配当金を計算し、第2条の協議に定めるところにより処理します。

(時効)

第20条 年金等の支払を請求する権利または配当金、解約返戻金その他の払戻金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。ただし、これと異なった取り決めにより、これよりも長い期間を定めるときは、当該取り決めによるものとします。

(契約内容の一部変更)

第21条 当会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等この契約の締結の際予見しえない事情の変更または法および法に基づく命令の改正により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、約款条項の一部を変更し、または保険料、解約返戻金、払戻等控除額および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。

2. 前項によりこの契約の約款条項の一部を変更し、または保険料、解約返戻金、払戻等控除額および責任準備金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、法および法に基づく命令の改正に伴う約款条項の一部の変更であって、法および法に基づく命令の公布時期等やむを得ない事由により変更日の2ヵ月前までに通知することが困難な場合には、変更日までには通知するものとします。

(保険料および保険料の払込についての特別取扱)

第22条 当社は契約者との協議に基づいて、第5条（保険料）および第6条（保険料の払込）の規定の適用につき、特別な取扱を行なうことがあります。

(保険料拠出制の場合の特別取扱)

第23条 被保険者が保険料の一部を拠出する契約について、あらかじめ第2条の協議による定めがある場合、第2条（契約の協議事項）、第5条（保険料）、第6条（保険料の払込）、第8条（年金等の支払）から第13条（解約返戻金）までおよび第19条（契約者配当金）の規定を適用するときは、当社の定める範囲内で特別な取扱を行いません。

(確定給付企業年金終了時における特別取扱)

第24条 法の定めるところにより確定給付企業年金が終了した場合で、あらかじめ第2条の協議による定めがあるときは、当社は、第12条（解約および解除）および第13条（解約返戻金）の規定にかかわらず、この契約の終了制度加入者等（法に定める「終了制度加入者等」をいいます。）のうち、年金の支払を受けている者および年金等の支給の繰下げの申出を行なっている者に対し、年金を支払います。

## 厚生年金基金保険契約から確定給付企業年金保険契約への変更特則条項

(特則の適用)

- 第1条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」といいます。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法第111条または平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法第112条の規定により、厚生年金基金を確定給付企業年金へ移行する場合、確定給付企業年金保険契約の契約者となるべき者と当会社との協議により、移行が行なわれる前に契約者と当会社との間で締結していた厚生年金基金保険契約（以下「変更前契約」といいます。）の責任準備金（支払の確定した未納付の租税等および未徴収の経過責任準備金額に応じて払い込まれる保険料等を除きます。）の全部をこの契約の責任準備金に充当することができます。
2. 前項の規定によりこの契約への変更の取扱を行なう場合は、確定給付企業年金保険普通保険約款第4条（責任開始日）第1項中「第1回保険料または当会社の定める保険料概算額を受け取った場合には、」とあるのは「厚生年金基金保険契約から確定給付企業年金保険契約への変更特則条項第1条第1項に定める変更による責任準備金の充当が行なわれた場合には、」と、「にさかのぼって」とあるのは「から」と、それぞれ読み替えて準用することができます。
3. 本条の規定により責任準備金の充当を行なった場合には、変更前契約は責任準備金の充當時に消滅し、以後、変更前契約の効力は生じません。

## 適格退職年金契約に係る保険契約から確定給付企業年金保険契約への変更特則条項

(特則の適用)

- 第1条 法の定めるところにより、適格退職年金契約に係る権利義務を確定給付企業年金へ移転する場合、確定給付企業年金保険契約の契約者となるべき者と当会社との協議により、移転が行なわれる前に契約者と当会社との間で締結していた企業年金保険契約および新企業年金保険契約のうち適格退職年金契約に係る契約（以下「変更前契約」といいます。）の責任準備金（支払の確定した未納付の租税等および未徴収の経過責任準備金額に応じて払い込まれる保険料等を除きます。）の全部をこの契約の責任準備金に充当することができます。
2. 前項の規定によりこの契約への変更の取扱いを行なう場合は、確定給付企業年金保険普通保険約款第4条（責任開始日）第1項中「第1回保険料または当会社の定める保険料概算額を受け取った場合には、」とあるのは「適格退職年金契約に係る保険契約から確定給付企業年金保険契約への変更特則条項第1条第1項に定める変更による責任準備金の充当が行なわれた場合には、」と、「にさかのぼって」とあるのは「から」と、それぞれ読み替えて準用することができます。
3. 本条の規定により責任準備金の充当を行なった場合には、変更前契約は責任準備金の充當時に消滅し、以後、変更前契約の効力は生じません。

## 共同運用事業に関する特則（確定給付企業年金保険）条項

この特則は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」といいます。）附則第40条第4項又は確定給付企業年金法第91条の18第4項の規定に基づき企業年金連合会が実施する事業（以下「共同運用事業」といいます。）に保険契約者（以下「契約者」といいます。）が加入している場合の取扱いについて規定する特則です。

### （特則の適用）

第1条 契約者は、共同運用事業に新たに加入する場合または加入している場合、当社の承諾を得て、確定給付企業年金保険契約に、この特則を適用することができます。

### （共同運用事業に関する特別取扱い）

第2条 この特則を適用した契約では、確定給付企業年金保険普通保険約款第13条（解約返戻金）第1項第1号の規定に関わらず、契約者が共同運用事業に加入している場合、解約返戻金を、共同運用事業に係る資産の管理又は運用を行う者に支払うことができるものとします。

### （特則の解約）

第3条 この特則を適用した契約では、契約者が共同運用事業に加入している間は、この特則のみを解約することはできないものとします。

